平成26年3月12日

## 【前回】(事項3)の「(2) 当該事項の考え方の方向性(案)」の記載項目の一覧

連	古不可能匿名化と連結可能匿名化について>	
1	『平成12年の基本的な考え方』の個人情報の扱いの考え方(概要)	1
2	『ヒトES樹立・分配指針』の個人情報の扱いの実際(概要)	2
3	『改正ヒト幹指針』の「連結可能匿名化」の一般論としての評価	3
4	ヒト受精胚(余剰胚)の提供者への配慮の必要性	4
[Ľ	ト受精胚の提供者の個人情報の扱いに関し、"連結可能匿名化"とすることについて】	
<b>⑤</b>	「連結可能匿名化」が、トレーサビリティの確保として <b>適当</b> であること	5
考		6
慮事項	プトレーサビリティに基づく確認は、提供者の記録確認とは ES 細胞に対する科学的確認と推定 提供者の記録確認の機会が、何時でも確保されるの適当	7
適当な	<ul><li>⑧ トレーサビリティに基づく確認として、提供者への接触も可能。接触による重要情報の入手の可能性は低いと推定するが、将来的に接触する必要が全くないとは言い切れないこと</li></ul>	8
な 理	● incidental findings の提供者への提供の機会を確保できること	9
【ヒト受精胚の提供者の個人情報の扱いに関し、"連結不可能匿名化"とすることについて】		
10	「連結不可能匿名化」が、トレーサビリティの確保として <b>適当</b> とできること。	10
考慮事項・	⑪ トレーサビリティの確保として、1対1の提供が必要であること	11)
	(1) トレーサビ リティに基づく確認は、提供者の記録確認とは ES 細胞に対する科学的確認と推定 提供者の必要と考える記録をヒト受精胚にひも付け・管理及び、関連ヒトES細胞 の保管により、「連結可能匿名化」と同程度の関連情報の入手可能。	12
適当	⑬ incidental findings の提供者への提供に関し、提供者が不要とすること	13
な理由	<ul><li>接触は全く無くなり、心理的な負担は生じない利点があること。</li><li>(一方、将来的に接触する必要が全くないとは言い切れない観点からは、差異がある。)</li></ul>	14)
	連結可能匿名化」とする場合のインフォームド・コンセントについて>	
	「連結可能匿名化」で取扱うことに伴う関係事項を、インフォームド・コンセントの説明事項に反映し、 そのうえでの同意/不同意の判断を受けること。	15
<b>16</b>	「連結可能匿名化」では、将来、健康被害が生じた場合、何らかの確認のための接触も可能 こなるが、提供者の心情等に配慮し、接触は安易に行わないこと	16
① }	「連結可能匿名化」でも、incidental findings の提供者への提供は、インフォ-ムド・コンセントのなかで 是供者の意思を確認	17)

## <基礎的研究用の樹立における連結不可能/連結可能匿名化について>

1 基礎的研究用の樹立の場合も、個人情報の「連結可能匿名化」での取扱いも可能とすること